

最高裁民三第410号

(庶ろー03)

平成28年7月15日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

なお、協議会終了後、2箇月以内に、その開催の日時等を別紙様式により、当局第三課倒産手続係宛てに文書管理システムを利用して報告してください。

おって、協議結果については、単位弁護士会にその結果の周知を働き掛けるなどして、協議員以外の者にも広くその結果が伝わるよう配慮してください。

(別紙)

管財人等協議会開催要領

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成28年9月から平成29年3月までの間の1日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 破産事件の破産管財人，民事再生事件の監督委員，管財人及び個人
再生委員並びに会社更生事件の管財人等
各地方裁判所が定める人数
- 6 参列員 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所が定める人数

(別紙様式)

平成 2 8 年度管財人等協議会開催報告

開催場所 _____ (庁名) _____ 地方裁判所

1 日時	
開催日	平成 年 月 日
開始及び終了の時刻	時 分 から 時 分 まで
2 参加者数	
協議員数 (オブザーバー等の出席者を含む。) ※	人
参列員数 ※	人
3 その他	

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)

(庶ろー 03)

平成28年7月15日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、管財人等協議会の開催については、本日付け最高裁民三第410号により通達を発出したところです。

破産事件については、適正・迅速な処理に向けた各庁の御尽力により、平均処理期間が全国的に徐々に短縮化するなど、全体として順調な事件処理がされている状況にあるといえます。もっとも、破産手続開始の申立てから開始決定までの期間の短縮化や、開始決定後早期の段階で事件処理の方針や必要な処理期間を見極め、適切な進行管理を行うことなど、適正・迅速な管財事件の処理にはいまだに課題があるものと考えられます。そして、これらの課題に取り組むためには、開始決定後の事件の進行管理の在り方のみならず、開始決定後の管財業務を見据えた申立段階における準備の在り方等についても検討する必要があることから、これらの検討すべき事項について裁判所と破産管財人が認識を共有するとともに、申立代理人とも認識を共有する必要があります。しかしながら、このような認識の共有が不十分であったために、申立代理人が申立段階において裁判所及び破産管財人が求めている業務を行った結果、開始決定後の管財業務に支障が出る例も見受けられるなど、現状において、裁判所、破産管財人及び申立代理人との間で、十分に認識を共有した上で課題に取り組むことができているとはいえない状況にあると思われます。もっとも、三者の間でこれらについて認識を共有して課題に取り組むことは容易ではなく、三者が相互にそれぞれの担う役割について理解して、一定の共通認識を持ち、

連携を深めていくことが適正・迅速な破産手続を進める上で有用であると考えます。そこで、適正・迅速な管財事件の処理に向けた裁判所と倒産手続に関与する弁護士との連携を深めるために、協議を行う方法（協議の形態・参加者等）、申立段階における準備の在り方等協議において取り上げる事項、協議会以外の方法による情報共有や連携の在り方等について検討することが重要であると思われます。

また、破産事件の適正・迅速な処理を実現するためには、破産管財人の適切な選任の在り方や破産管財人候補者の育成の具体策の検討等を通じて、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保し、複雑困難な事件を含むあらゆる事件に対応できる態勢を整えておくことが不可欠です。この点、若手破産管財人候補者の育成については、中長期的視点も踏まえてこれまで各種の協議会等で議論がされ、各庁の実情に応じてその取組が行われることにより一定の成果を上げていると聞き及んでおりますが、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成や、支部における破産管財人候補者の育成等、更なる課題もあるものと考えられます。加えて、近年管財事件の新受件数が減少傾向にあることから、事件処理を通じた破産管財人候補者の育成には困難な面も少なくないため、管財人等協議会の場で具体的な対応策を検討することが重要であると思われます。

さらに、近時の国民の個人情報に対する権利意識の高まりにより、個人情報の適切な管理は裁判所内外を問わず大きな社会的問題となっており、破産事件を処理する上で、個人情報を適切に管理することが必須であることは言うまでもないところです。また、一度個人情報が流出してしまうと、当事者の身体・財産に対して危機が及ぶだけでなく、裁判所や破産管財人の信用や責任にも関わる重大な問題が生じます。破産事件において個人情報の取扱いが問題となる場面として、例えば、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合が考えられますが、そのような場合に、秘匿情報の流出防止と法律で規律されている債権者等の権利のバランスを考慮した上で秘匿すべき情報をどのように取り扱うべきか、裁判所・破産管財人の立場でそれぞれどのような対処が必要となるか、実際に対応した際の工夫例等について確認してお

くことが重要であると考えられます。また、昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、破産管財人において、手続関係者のマイナンバーに接する機会が増えているものと思われ、事務処理を行うに当た^てるの留意点等を相互に確認することも重要であると考えられます。さらに、これらに関連して、個人情報を含む手続関係資料について、事件終了後、破産管財人がどのように保存し、どの時期にどのように廃棄すべきかについても、併せて検討しておくことが有用です。

以上のような観点を踏まえ、本年度の管財人等協議会においては、別紙の協議事項や、各庁において取り組むべき課題及び対応策について意見交換を行うようにしてください。

敬 具

(別紙)

主な協議事項

- 1 適正・迅速な管財事件の処理に向けた裁判所と倒産手続に関与する弁護士との連携を深める方策（協議を行う場合の形態・参加者及び協議において取り上げるべき事項等や協議会以外の方法での情報共有や連携の在り方等）について
- 2 破産管財人候補者の育成についての更なる課題への対応策について
- 3 破産手続における個人情報の適切な管理について

(庶ろ－１５－Ｂ)

平成２８年７月１５日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 餘多分 宏 聡

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第４１０号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、本協議会において各庁が協議した協議問題及び協議結果等について、今後の執務の参考とさせていただくため、下記のとおり、当課倒産手続係メーリングリスト()宛てに、各地方裁判所からメールを送信する方法により、御報告をお願いします。

記

１ 協議問題の取扱いについて

本協議会における協議問題については、各庁から御報告をいただいた上で、当局においてこれを取りまとめ、Ｊ・ＮＥＴポータル上の「民事情報データベース」に掲載することとします。

したがって、各庁においては、別紙のとおり、協議問題及び出題趣旨ないし問題意識等を記載した文書を、本協議会終了後２箇月以内に報告してください。

２ 弁護士会宛て周知用文書の送付について

上記局長通達により、管財人等協議会の協議結果について、単位弁護士会への周知をお願いしているところですが、今後の検討のため、単位弁護士会に対して協議結果を周知されましたら、その周知文書を含めて報告してください。

(別紙)

協議問題の記載例 (※は記載事項がない場合は、記載不要です。)

●●地方裁判所

【協議問題】

1 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

.

※添付ファイル1

.

平成28年7月15日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 小山 享 子

管財人等協議会開催における留意事項について（事務連絡）

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第410号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、同協議会の開催に当たって、各庁で外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合においては、下記の点に御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合の事前連絡について

協議会において、協議のほかに外部講師による講演を予定する場合、あるいは、協議のコメンテーターとして外部の専門家を依頼する場合には、講師謝金について予算措置を講じることを検討する必要がありますので、以下の(1)から(3)の事項を9月9日（金）までに当課倒産手続係宛てに御連絡ください。

なお、外部講師として弁護士に謝金を支払う場合には、講演の内容が、管財人候補者だけを対象としたものではなく、裁判官や書記官にとっても執務上有益なものとなるよう配慮してください。この場合には、以下の(4)の事項も併せてお知らせください。

また、外部講師等として複数名に依頼される場合は、必要性や相当性について別途御説明いただく必要がありますので、講師予定者に依頼する前にあらかじめお知らせください。

おって、御連絡をいただいてから講師謝金の予算示達までには2箇月程度要しますので、協議会開催日の決定に当たってはこの点を考慮してください。同日ま

での御連絡が困難な場合には、まずは外部講師による講演等の予定の有無や予定人数をお知らせいただき、本事務連絡に基づき御連絡をいただく事項については、追ってお知らせいただくことでも差し支えありません。

- (1) 本協議会の開催予定日並びに講演等の内容及び時間
- (2) 外部講師または外部の専門家の氏名、資格及び経歴
- (3) 協議や講演の形式（例としては、以下のアからウが考えられますが、これ以外の形式であっても差し支えありません。）

ア 外部講師の基調講演をし、それを基に協議をする。

イ 外部の専門家をコメンテーターとして協議をする。

ウ 外部講師の講演のほかに協議をする。

- (4) 講演の演目や目的（ただし、外部講師が弁護士である場合に限る。）

2 上記1の連絡先

当課倒産手続係メーリングリスト（XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX）宛てに地方裁判所からメールを送信する方法により御連絡をお願いします。

(庶ろ-03)

平成28年12月22日

民事部部総括裁判官 殿

支 部 長 殿

水戸地方裁判所長 垣 内 正

水戸地方裁判所管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領により開催しますから、参列員を出席させてください。

また、協議問題を送付しますから、参列員に配布してください。

なお、協議員には、別途通知します。

水戸地方裁判所管財人等協議会開催要領

- 1 日 時 平成29年2月7日(火) 午後1時30分から5時まで
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室(新館5階)
- 3 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 4 参加者

(1) 主催者

水戸地方裁判所 長

垣内 正

(2) 協議員(五十音順)

弁 護 士

相澤 寛

同

飯島 章弘

同

石田 拓朗

同

大塚 雅子

同

近藤 識之

同

齊藤 愛

同

志村 和俊

同

白岩 大樹

同

白土 大作

同

鈴木 健秀

同

関 健太郎

同

瀧 智英

同

武田 隆志

同

中本 義信

同

二井矢 旬子

同

堀 賢介

同
同
同
同

松 村 孝
三 輪 和 夫
山 形 学
渡 邊 昭

(3) 参列員

水戸地方裁判所判事
水戸地方裁判所判事
水戸地方裁判所判事補
水戸地方裁判所日立支部判事
水戸地方裁判所土浦支部判事補
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事
水戸地方裁判所麻生支部判事
水戸地方裁判所下妻支部判事
水戸地方裁判所民事首席書記官
水戸地方裁判所民事次席書記官
水戸地方裁判所主任書記官
水戸地方裁判所日立支部主任書記官
水戸地方裁判所土浦支部主任書記官
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部書記官
水戸地方裁判所麻生支部主任書記官
水戸地方裁判所下妻支部主任書記官

河 田 泰 常
松 本 奈 保
竝 木 信 明
岡 野 典 章
秋 山 沙 織
常 盤 紀 之
島 崎 卓 二
伊 藤 一 夫
植 月 覚
高 瀬 美喜男
下 城 孝
石 川 祥 公
杉 田 直 史
大 橋 芳 和
野 本 修
石 動 智 久

5 日程

別紙のとおり

別紙

日程

時 間	内 容
13:30 ～ 13:40	挨拶
13:40 ～ 14:00	倒産関係事件の概況説明
14:00 ～ 15:25	協議
15:25 ～ 15:40	休憩
15:40 ～ 17:00	協議

平成29年2月7日（火）開催

水戸地方裁判所管財人等協議会協議問題

水 戸 地 方 裁 判 所

目 次

- 第1問 管財事件の申立書補正について
- 第2問 個人再生申立書添付の債権者一覧表について
- 第3問 大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成について
- 第4問 破産事件における個人情報の適切な管理について

第1問：40分

(問題)

管財事件として処理される事件について、裁判所側で、申立代理人に対し開始決定前に補正を完了させておくべき範囲や程度がどこまでか、そのボーダーラインについて、破産管財人としての立場からご意見を伺いたい。

(出題趣旨)

弁護士数の増加に伴い、内容面の検討や事前準備が十分でないまま申し立てられていると見受けられる案件が増加している。裁判所側では、破産管財人に事件を依頼する前に、必要な補正を促し、その完了を確認したうえで依頼をしているが、一方、管財事件では迅速性も求められるところから、速やかに開始決定をしたうえで破産管財人に必要な調査等に当たっていただいた方が、スムーズに処理が可能な事項もあると思われる。

そこで、破産管財人としての立場から、どこまで開始前に補正を完了させておくべきなのか、どこからなら破産管財人として処理した方が動きやすいのか、などについて、具体的なお話を伺えると、そのボーダーラインが明確になり、適正な開始時期の見極めや、申立てから開始決定までの期間短縮に資するのではないかとと思われるため、出題した。

土浦支部提出

第2問：40分

(問題)

小規模個人再生等申立書に添付する債権者一覧表に記載する債務額については、申立直近の債務資料に基づいて、できる限り開始時点の債務額に近くなる金額を記載すべきと考える。ところが、昨今の申立てにおいて債権者一覧表記載の債務額と開始時点の債務額とで乖離が生じているケースが散見される。債務者代理人において債務額を調査するに当たりどのような隘路があるのか、また、債権者一覧表に記載する債務額はどこまで正確を期すべきか。

(出題趣旨)

各再生債権の額を記載した債権者一覧表の提出は、小規模個人再生及び給与所得者等再生(以下併せて「小規模個人等再生」という。)の手續開始の要件である(民事再生法221条3項1号, 同244条)ところ, その「再生債権の額」は, 当然, 開始時直近の金額が書かれていることを前提としている。しかし, 古い債務資料(中には数年以上前の資料)に基づく金額を記載したり, 債務資料に載っている債務のうち元金のみを記載し, 利息や遅延損害金を記載しない債権者一覧表を提出する申立てが散見される。そのままで手續が開始された場合には, 再生債権者が改めて届出をしなければ, 債権者一覧表記載の債務額(実際の債務額よりも低い金額)が届け出られたとみなされる(同225条)ことになるが, このみなし届出は, 再生債務者が同221条3項に基づき提出する債権者一覧表記載に異存がなければ改めて債権届出を行わずとも済むよう, 再生債権者の手續負担の軽減を目的としている。しかし, その債権者一覧表の債務額が古い資料によって作成されている場合には, その制度趣旨にもそぐわない。

上記小規模個人等再生手續の開始要件の趣旨, みなし届出の制度趣旨にかんがみ, 小規模個人等再生を申立てられる際には, 最新の債務資料に基づき(申立準備の中で資料が古くなった場合には, 申立直前に全債権者に調査時の債権額からの変動額を聴き取りその報告書を添付するなどして)正しい債務額を記載するよう, 改

めてお願いしたいが、債権額の記載について申立代理人としてどんなことに苦慮しているか伺いたい。

下妻支部提出

第3問：40分

(問題)

大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成。

(出題趣旨)

破産事件の新受事件が減少している中、中長期的な視点を踏まえると、若手弁護士の方々に管財事件の経験を積んでもらい、今後破産事件が増加したときや、複雑困難事件が係属したときに的確に対応できるようにしておく必要があると思われる。

新たに選任する場合や既済件数の少ない弁護士については、個人の比較的小規模な案件（換価業務の少ない異時廃止事案。免責調査がメインの事案。）から依頼し、配当事案や債権者多数の事案は依頼していないが、大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成のためには、やや難しい案件も徐々に経験してもらう必要がある。

やや難しい案件を依頼するタイミング（何件程度の管財事件経験か）や、どのような内容の事件が管財人の育成に資するのか意見を伺いたい。

本庁提出

第4問：40分

(問題)

破産事件における個人情報の適切な管理について、破産管財人としてどのようなことに注意すべきか。

(出題趣旨)

破産事件においても、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合や破産管財人がマイナンバーを取り扱う機会が増えてきており、個人情報の適切な管理が重要な課題となっている。

破産事件において、これらの個人情報を適切に管理するためにどのようなことに留意すべきか、手続関係資料についてどのように保存・廃棄すべきかについて、実情をお聞かせいただきながら議論したい。

また、実際に対応した際の工夫例等があればお伺いしたい。

本庁提出

水戸地裁総第1713号

平成28年12月22日

協議員 各位

水戸地方裁判所長 垣 内 正

水戸地方裁判所管財人等協議会の開催について（通知）

標記の協議会を別紙の要領により開催しますから、出席してください。

なお、協議問題を送付しますから、当日お持ちください。

水戸地裁総第134号

(庶ろー03)

平成29年2月7日

協議員 各位

水戸地方裁判所長 垣 内 正

水戸地方裁判所管財人等協議会の参列員の変更について

(通知)

標記の協議会について参列員に変更がありました。変更後の開催要領は別添のとおりです。

水戸地方裁判所管財人等協議会開催要領

- 1 日 時 平成29年2月7日(火) 午後1時30分から5時まで
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室(新館5階)
- 3 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 4 参加者

(1) 主催者

水 戸 地 方 裁 判 所 長

垣 内 正

(2) 協議員(五十音順)

弁 護 士

相 澤 寛

同

飯 島 章 弘

同

石 田 拓 朗

同

大 塚 雅 子

同

近 藤 識 之

同

齊 藤 愛

同

志 村 和 俊

同

白 岩 大 樹

同

白 土 大 作

同

鈴 木 健 秀

同

関 健太郎

同

瀧 智 英

同

武 田 隆 志

同

中 本 義 信

同

二井矢 旬 子

同

堀 賢 介

同
同
同
同

松 村 孝
三 輪 和 夫
山 形 学
渡 邊 昭

(3) 参列員

水 戸 地 方 裁 判 所 判 事
水 戸 地 方 裁 判 所 判 事
水 戸 地 方 裁 判 所 判 事 補
水 戸 地 方 裁 判 所 日 立 支 部 判 事
水 戸 地 方 裁 判 所 龍 ヶ 崎 支 部 判 事
水 戸 地 方 裁 判 所 麻 生 支 部 判 事
水 戸 地 方 裁 判 所 下 妻 支 部 判 事
水 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 民 事 次 席 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 主 任 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 日 立 支 部 主 任 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 土 浦 支 部 主 任 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 龍 ヶ 崎 支 部 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 麻 生 支 部 主 任 書 記 官
水 戸 地 方 裁 判 所 下 妻 支 部 主 任 書 記 官

河 田 泰 常
松 本 奈 保
竝 木 信 明
岡 野 典 章
常 盤 紀 之
島 崎 卓 二
伊 藤 一 夫
植 月 覚
高 瀬 美 喜 男
下 城 孝
石 川 祥 公
杉 田 直 史
大 橋 芳 和
野 本 修
石 動 智 久

5 日程

別紙のとおり

別紙

日程

時 間	内 容
13 : 30 ~ 13 : 40	挨拶
13 : 40 ~ 14 : 00	倒産関係事件の概況説明
14 : 00 ~ 15 : 25	協議
15 : 25 ~ 15 : 40	休憩
15 : 40 ~ 17 : 00	協議

(別紙様式)

平成 2 8 年度管財人等協議会開催報告

開催場所 水戸地方裁判所大会議室

(庁名) 水戸地方裁判所

1 日時	
開催日	平成 2 9 年 2 月 7 日
開始及び終了の時刻	午後 1 時 3 0 分から 5 時まで
2 参加者数	
協議員数 (オブザーバー等の出席者を含む。) ※	2 0 人
参列員数 ※	1 6 人
3 その他	

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)

【協議問題】

1 管財事件として処理される事件について、裁判所側で、申立代理人に対し開始決定前に補正を完了させておくべき範囲や程度がどこまでか、そのボーダーラインについて、破産管財人としての立場からご意見を伺いたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

弁護士数の増加に伴い、内容面の検討や事前準備が十分でないまま申し立てられていると見受けられる案件が増加している。裁判所側では、破産管財人に事件を依頼する前に、必要な補正を促し、その完了を確認したうえで依頼をしているが、一方、管財事件では迅速性も求められるところから、速やかに開始決定をしたうえで破産管財人に必要な調査等に当たっていただいた方が、スムーズに処理が可能な事項もあると思われる。

そこで、破産管財人としての立場から、どこまで開始前に補正を完了させておくべきなのか、どこからなら破産管財人として処理した方が動きやすいのか、などについて、具体的なお話を伺えると、そのボーダーラインが明確になり、適正な開始時期の見極めや、申立てから開始決定までの期間短縮に資するのではないかとと思われるため、出題した。

【協議問題】

2 小規模個人再生等申立書に添付する債権者一覧表に記載する債務額については、申立直近の債務資料に基づいて、できる限り開始時点の債務額に近くなる金額を記載すべきと考える。ところが、昨今の申立てにおいて債権者一覧表記載の債務額と開始時点の債務額とで乖離が生じているケースが散見される。債務者代理人において債務額を調査するに当たりどのような隘路があるのか、また、債権者一覧表に記載する債務額はどこまで正確を期すべきか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

各再生債権の額を記載した債権者一覧表の提出は、小規模個人再生及び給与所得者等再生(以下併せて「小規模個人等再生」という。)の手續開始の要件である(民事再生法221条3項1号、同244条)ところ、その「再生債権の額」は、当然、開始時直近の金額が書かれていることを前提としている。しかし、古い債務資料(中には数年以上前の資料)に基づく金額を記載したり、債務資料に載っている債務のうち元金のみを記載し、利息や遅延損害金を記載しない債権者一覧表を提出する申立てが散見される。そのままで手續が開始された場合には、再生債権者が改めて届出をしなければ、債権者一覧表記載の債務額(実際の債務額よりも低い金額)が届け出られたとみなされる(同225条)ことになるが、このみなし届出は、再生債務者が同221条3項に基づき提出する債権者一覧表記載に異存がなければ改めて債権届出を行わずとも済むよう、再生債権者の手續負担の軽減を目的としている。しかし、その債権者一覧表の債務額が古い資料によって作成されている場合には、その制度趣旨にもそぐわない。

上記小規模個人等再生手續の開始要件の趣旨、みなし届出の制度趣旨にかんがみ、小規模個人等再生を申立てられる際には、最新の債務資料に基づき(申立準備の中で資料が古くなった場合には、申立直前に全債権者に調査時の債権額からの変動額を聴き取りその報告書を添付するなどして)正しい債務額を記載するよう、改めてお願いしたいが、債権額の記載について申立代理人としてどんなことに苦慮しているか伺いたい。

【協議問題】

3 大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産事件の新受事件が減少している中、中長期的な視点を踏まえると、若手弁護士の方々に管財事件の経験を積んでもらい、今後破産事件が増加したときや、複雑困難事件に係属したときに的確に対応できるようにしておく必要があると思われる。

新たに選任する場合や既済件数の少ない弁護士については、個人の比較的小規模な案件（換価業務の少ない異時廃止事案。免責調査がメインの事案。）から依頼し、配当事案や債権者多数の事案は依頼していないが、大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成のためには、やや難しい案件も徐々に経験してもらう必要がある。

やや難しい案件を依頼するタイミング（何件程度の管財事件経験か）や、どのような内容の事件が管財人の育成に資するのか意見を伺いたい。

【協議問題】

4 破産事件における個人情報の適切な管理について、破産管財人としてどのようなことに注意すべきか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産事件においても、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合や破産管財人がマイナンバーを取り扱う機会が増えてきており、個人情報の適切な管理が重要な課題となっている。

破産事件において、これらの個人情報を適切に管理するためにどのようなことに留意すべきか、手続関係資料についてどのように保存・廃棄すべきかについて、実情をお聞かせいただきながら議論したい。

また、実際に対応した際の工夫例等があればお伺いしたい。

平成 2 8 年度管財人等協議会協議結果要旨

水戸地方裁判所

第1問

(問題)

管財事件として処理される事件について、裁判所側で、申立代理人に対し開始決定前に補正を完了させておくべき範囲や程度がどこまでか、そのボーダーラインについて、破産管財人としての立場からご意見を伺いたい。

(出題趣旨)

弁護士数の増加に伴い、内容面の検討や事前準備が十分でないまま申し立てられていると見受けられる案件が増加している。裁判所側では、破産管財人に事件を依頼する前に、必要な補正を促し、その完了を確認したうえで依頼をしているが、一方、管財事件では迅速性も求められるところから、速やかに開始決定をしたうえで破産管財人に必要な調査等に当たっていただいた方が、スムーズに処理が可能な事項もあると思われる。

そこで、破産管財人としての立場から、どこまで開始前に補正を完了させておくべきなのか、どこからなら破産管財人として処理した方が動きやすいのか、などについて、具体的なお話を伺えると、そのボーダーラインが明確になり、適正な開始時期の見極めや、申立てから開始決定までの期間短縮に資するのではないと思われるため、出題した。

(裁判所提出)

【裁判所発言】

- 申立代理人が緊急性等やむを得ない事由もないのに、ほとんどの資産を処分しており、事前の処分が適正であったかどうかといった判断が困難になったという話や、裁判所が申立代理人に裏付け資料を提出するよう指示したところ、一、二か月経過してしまい、その間に換価行為や偏頗弁済などが危惧されるという話も聞いた。補正に長期間をかけるなら早々に開始決定をして、管財人が処理した方がやりやすいという意見や、管財人として申立代理人には手出しをしてほしくない部分もあるという意見も聞いて

いる。裁判所としては、開始要件の確認のほかに、配当可能性の見極めができるか、管財人がスムーズに初動の業務に入れるかなどの視点も加味し、補正を依頼しているが、開始時期の見極めにあたって手続の迅速性との兼ね合いから、管財人としてどこまで事前に補正を完了させておいてほしいのか、どこからなら管財人として処理した方が動きやすいのか等について率直なご意見を伺いたい。

- 債務者審尋の運用が、本庁・支部間で異なっており、多少、前提として運用の違いがあるが、その上で開始決定をいつの段階でどういう資料に基づいてするのかという問題と、具体的に動いてみて管財人候補者からこういう資料では困るなというような経験談等があるか。 /

【弁護士発言】

- 申立てから半年くらい経っているものは実際にあった。大量な補正の指示があったが、申立代理人が対応せずに時間がかかったという事案。この段階で破産開始していいのかという話になり、その時は開始した。当然普通は付けられている資料も全くなく、決定後いろいろ大変だった。ただ、そういう申立代理人がついたまま、法的な監視がないまま長期間が経過することは不安がある。よって、多少作業が増えても、ある程度のところで開始決定をして管財人に任せてよいのではないか。
- 依頼者からの事情聴取や債権調査で分かることや、裁判所から提出を要求されている提出書面については、申立代理人がやる必要があると思う。ただ、換価業務までやられると、ものがなくなるので、それが適正か確かめようがなくなる。ほとんどの資産を処分してしまったというケースがあり、そこまで申立代理人がやる必要があるのかと思ったことがある。決算書上停止して一、二年経っているのに出資金を解約していないものもある。出資金は、協同組合になると30万円とかなりの金額になり、破産者に立て替えてもらうのは厳しい場合もある。管財人だと払い戻すのに1年くら

いかかるので、申立代理人がやった方がいいのかなと思う。相続したものは何もないと書いてあるが、遺産分割してないだけのものがある。問題ないようにするには、開始決定前に相続財産を処理した方がよいのかなと思う。否認対象行為は管財人の本来の業務なので、申立代理人は深く調査する必要はない。管財人の業務は換価業務が主であるので、申立代理人がやるのであれば、早く管財人に任せてもらった方が、債権者の目からもきちんとやっていると見えると思う。

○ 早めに管財人に引き継ぐのが一番いいが、例外もあると思う。年末申立ての建築業者の破産事件で、管財人が直ちに占有・保管しなくてはならない動産類、機械類、設備類等や仕掛工事の拠点がいくつか残っている案件があった。今後の換価が重要にもかかわらず、申立代理人が、どこに何があるのかを把握していなかった。そのような財産状況等があり、かつ、年末の申立てだったので、開始決定されてしまうと、年末から年始にかけて、管財人が、どこに何があるかを探し出した上、管理責任を果たさなければならなくなる。その時は、審尋の際、このまま開始決定をされたら困るということになり、1月10日ころまで、申立代理人に調査させ、情報補充後に開始決定をした。

○ 書記官が補正を求めて、出てくるというのは、管財人としては情報が入りやすくなってよい。ただ、補正が出て、さらに補正を求めるというように連続的に行われると相当時間が経過する。個人の事件で、申立てから開始決定まで4か月くらいかかり、その間に遺産分割され、さらに財産が処分された事案を実際に経験した。結局は親族と話し合って取り戻したが、それなら、管財人に早めに引き継いだ方がよい。保険は、続けていると、保険料の支払で解約返戻金が目減りするので早めに引き継いだ方がよい。既に事実上倒産しているような事案ではなく、動いている案件は、早めに管財人に引き継いだ方がよい。

【裁判所発言】

- 麻生支部では、特に大きな管財事件は水戸の弁護士にお願いしていることもあり、管財人候補者が同席して債務者審尋を行うことは難しい面があるため、事前の補正を促しながら進める事案もある。事案によって、特に法人破産で、早めに手を付けた方がよいものに詳細な補正を求める必要はないと思う。個人破産では、資産目録もろくに書けていない、家計の状況もきちんと書けていないというものは、ある程度は補正をした方がいいという部分はある。早期開始と、一定程度管財人の調査に耐えうる資料があるかというせめぎ合いになっている。
- 龍ヶ崎支部の場合は、申立書に対する補正事項を一通り裁判官と書記官がリストアップし、審尋期日に管財人候補者も来てもらう形なので、開始決定が延びているケースはそれほど多くない。かなり内容がひどい場合もあり、管財人候補者の方から取下げ勧告のような話が出て、取下げになった事件もある。それは候補者の方に申し訳ないと思っている。裁判所は、現場で直に見ることはできないので、財産の保全という点では可能であれば早めに開始決定をして、押さえるものは押さえた方がよいのかなと考える。

【弁護士発言】

- 個人の申立てで、破産に至った経緯で陳述書の記載が漠然としているため補正を求められることはある。細かに矛盾している点や明らかに不明瞭な点の補正を求めているケースがあるが、管財人が破産者から詳細に聴取を行うことになるので、開始決定の段階では、破産に至った経緯についてまで書面上細かく補正を求める必要はあまりないと感じることがある。
- 陳述書のところを書記官に聞いていただいてもいいと思う。2回目の破産で申立ての理由が、会社が倒産したとか失業したとか書いてあるが、管財人から聞くと、失業期間中に、浪費に当たるような出費が頻繁にされて

いた話が出てくることがある。そうすると、再生にした方がよいのではないか、2回目の免責はいかがかということになる。そういった場合は、是非突っ込んでいただき、再生の方がよいのではという話もしていただいた方がよいのかなと思う。

【裁判所発言】

- 本庁では債務者審尋に管財人候補者に同席してもらい、補正についての必要な情報を申立代理人から聴取してもらったり、裁判所と開始決定の時期などの打合せをしているが、この点について何か指摘などはあるか。

【弁護士発言】

- 申立書等の副本をいただいて1週間くらいで審尋が入ることが多い。1週間で全部に目を通すことは難しいが、聞きたいことは出てくる。審尋の際には、特に裁判所にも聞いていただきたい大きなことだけ聞くようにしている。それ以外は、持ち帰るか、審尋後、申立人や申立代理人から話を聞いている。自分としてはこれでよいかなと考えている。
- 下妻支部の運用であるが、従前は必ず管財人候補者を含めて債務者審尋を実施していたところ、最近は開始決定をして、後は管財人と申立代理人とで適宜、という形をとっていると理解している。個人的にはこの運用の方がスムーズに移行できてよいと思う。特に、私の事務所から下妻まで車で片道50分近くかかるため、申立代理人と審尋の日程を合わせようとすると、期日を入れるだけで1週間以上空いてしまうことがよくある。審尋期日では、大きなことを聞くだけで、あとは開始決定して管財人に任せるという形なので、債務者審尋自体が形骸化してきていると思っている。管財人に早く引き継いでくれというのものもあるし、債務者審尋がなくても、管財人も申立代理人もスムーズに移行ができていますので、個人的にはその方がよいかなと思う。

【裁判所発言】

- 下妻支部では、今は基本的に債務者審尋は行っていない。例外的に特に聞きたいことがある場合のみ行っている。
- 開始決定の前にはないと困る部分と、開始決定した上で順次出してもらえば足りる部分との、色分けのようなものとして、労働債権があるような場合には、給与台帳とか退職金規定の資料とか労働債権関係の書類は事前に出していただきたい。

【弁護士発言】

- 労働債権があるかないかの調査はもう少し明確にしてもらいたい。立替制度も、できれば申立代理人の方で会社の社長等に説明してもらいたい。申立代理人が分かっていなくて、労働基準監督署がやってくれるという感じで申立書に書いてあった。労働基準監督署に確認したところ、いやそれは、と言っていたことがあった。開始決定後でも構わないが、労働債権に関しては上げてもらいたい。あと賃金台帳があるか、給料の支払を予定していた従業員にはどんな人がいて、連絡は可能かとか、そのような情報があればよいと思う。

【裁判所発言】

- 広い意味で申立代理人と管財人との協働という問題になるがどうか。あるいは、管財人としては、申立代理人には最低限こういう方と話をさせていただいてこういう資料を出してもらいたいなどの希望はあるか。例えば、法人の関係でいうとどうか。

【弁護士発言】

- 法人の管財が前提であるが、現在、細かく補正指示をいただいているほとんどが必要ないものだと思う。申立書副本を管財人候補者に早めに渡していただき、補正は管財人候補者が考えて指示すればよいと思う。水戸の場合は同じ書記官と同じ弁護士が何回も当たるので、その辺の呼吸ができている。だいたい私の事案の時は、早めに副本をもらっているが、中には、

代理人が補正に応じるまで裁判所の方で置いておいて、打診までに何か月か経過しているような事案もかつてはあった。先ほどから指摘されているが、資産が換価・処分されることや、昨今の問題としては公租公課の差押えが年々早く最近では1か月もたなくなっていることがある。水戸の場合、申立てから審尋までに二、三週間かかり、その間に差押えが来ることもある。差押になると、不動産だけでなく、預金や売掛金から出資金などもその対象になるので、早く開始決定した方がよいのではないかという点と、あまり細かい点までは聞かなくてもよいのかなと思う。ただ、法人の管財は内容が千差万別で、当面事業を進めなければいけない事案とか、危機時期以降に資産がどんどん流出しているという事案とか、問題は無いけれども残務処理がたくさん残っている事案とか、アプローチの仕方がいろいろある。管財人としては、裁判所の許可がないと方針を決められないので、裁判所と協議しながら、申立代理人と相談しながら進めていくべきであり、開始決定前から事件に関われる、債務者審尋を行う現在の水戸の運用はありがたい。

【裁判所発言】

- 今までの話だと、どちらかというとも早めに開始決定をしてもよいのではないかという意見が多い感じだが。

【弁護士発言】

- 申立代理人に説明を求めた事案でよくあるのは、申立書に免責不許可事由に該当するような事実が書いてあるが、申立代理人の意見には、それはないと書いてあるもの。それに対してはどういうことかお尋ねして補正をお願いするが、まともな補正が出てこないということがよくある。最終的に免責不許可事由に関する判断は、非常に重要な部分になるので、開始決定もそうだが、免責に関する事情も補正はお願いしたい。
- 管財人の経験が少ない若手の弁護士の場合には、何が大切なのがわか

らずにミスをしてしまう場合があるので、できたら書記官の方から補正を入れていただいて、電話連絡でも問題点などを教えてくれるとミスがないと思う。換価のないものとか、免責不許可事由調査型とかであれば、じっくり補正をしてから渡してもよいと思う。ベテランの先生の場合はそのまま渡していただいてよいと思う。

【裁判所発言】

- 事案の内容と管財人の顔を見ながら見極めればよいということになるか。

【弁護士発言】

- 補正がなされるまで開始決定を出さないというところまで必要なのか。
書記官が補正を促してくれる点は、管財人としては非常に役に立つのでよいと思う。ただ、開始決定が出ないことで生じる不都合としては、差押えが入ることがあり、任意売却を試みるときに差押えがあるためにかなり手間取ったケースがあった。開始決定は早くてもよいのではないかと思う。
- 土浦支部の運用に関して、書記官による補正の指示が細かすぎると思うことがある。申立てから1年くらい前の通帳に数千円程度の原因不明の入金がある場合に説明せよという補正を文書で求めていることがある。そのようなものまで一つ一つつぶしていくとなると、申立人が覚えているかということもあるし、書面にして裁判所に提出することになり、これを五月雨式に繰り返していくために開始決定までに数か月経過することになる。そのようなケースがこれまで複数件あった。その間に財産目録の中身も変わるし、根拠資料も古くなり、全部出し直しとか、今はどうなっているかということになり、非効率を来してしまう。担当書記官も大変だろうし、優先順位をつけて、重要でないというところは突っ込まなくてもよいのではないかと思う。申立代理人が誰かという問題もある。土浦支部の運用を知っている弁護士であれば、抜けのないように準備ができるが、東京方面

の大規模庁の業務を主としている方だと、ものすごく重要な情報が抜けていたり、補正を命じても出てくるまでに非常に時間がかかる。そうした事情から、東京など大規模庁と茨城県内の運用が違うのではないかなと思うことがあり、またそれが破産者側の混乱になっているような気がする。

以 上

第2問

(問題)

小規模個人再生等申立書に添付する債権者一覧表に記載する債務額については、申立直近の債務資料に基づいて、できる限り開始時点の債務額に近くなる金額を記載すべきと考える。ところが、昨今の申立てにおいて債権者一覧表記載の債務額と開始時点の債務額とで乖離が生じているケースが散見される。債権者代理人において債務額を調査するに当たりどのような隘路があるのか、また、債権者一覧表に記載する債務額はどこまで正確を期すべきか。

(出題趣旨)

各再生債権の額を記載した債権者一覧表の提出は、小規模個人再生及び給与所得者等再生(以下併せて「小規模個人等再生」という。)の手續開始の要件である(民事再生法221条3項1号、同244条)ところ、その「再生債権の額」は、当然、開始時直近の金額が書かれていることを前提としている。しかし、古い債務資料(中には数年以上前の資料)に基づく金額を記載したり、債務資料に載っている債務のうち元金のみを記載し、利息や遅延損害金を記載しない債権者一覧表を提出する申立てが散見される。そのままで手續きが開始された場合には、再生債権者が改めて届出をしなければ、債権者一覧表記載の債務額(実際の債務額よりも低い金額)が届け出られたとみなされる(同225条)ことになるが、このみなし届出は、再生債務者が同221条3項に基づき提出する債権者一覧表記載に異存がなければ改めて債権届出を行わずとも済むよう、再生債権者の手續負担の軽減を目的としている。しかし、その債権者一覧表の債務額が古い資料によって作成されている場合には、その制度趣旨にもそぐわない。

上記小規模個人等再生手續きの開始要件の趣旨、みなし届出の制度趣旨にかんがみ、小規模個人等再生を申立てられる際には、最新の債務資料に基づき(申立準備の中で資料が古くなった場合には、申立直前に全債権者に調査時の債権額か

らの変動額を聴き取りその報告書を添付するなどして)正しい債務額を記載するよう、改めてお願いしたいが、債権額の記載について申立代理人としてどんなことに苦慮しているか伺いたい。

(裁判所提出)

【裁判所発言】

- 出題趣旨に付け加えることとしては、こういうことがあると、申立後の補正が入り手続開始が遅れ、権利変更によって免除を受けられない部分も増幅し、債務者にも不利になる。具体的には、開始決定日以降の利息・損害金は免除されるが、開始決定が遅れることで、債務者が支払う分が増えてしまうということが考えられる。古い資料に基づいて債権者一覧表を作成すると、債権者に変動が生じているということもあり、旧債権者についてゼロ届出ないし異議で対応したり、新債権者はみなし届出が使えなくなり、届出が必須になる。民事再生法に定められた制限を下回る再生弁済額による再生計画を許すことになってしまうことも考えられる。協議問題というより、注意喚起的な意味合いで出題させていただいた。
- 水戸地裁本庁も、個人再生事件で、債権調査票等、債権に関する資料は、必ずしも添付されていない。水戸地裁個人再生実務の手引では、債権の資料については添付を求めているので、不相当、不適當な申立てとは言えない。債権調査票の金額と照合して、明らかに元本のみ記載されているもの、債権調査票の調査時期が非常に古いというものも散見される状況である。
- 債権額の記載について申立代理人としてはどんな点に苦慮しているとか、個人再生委員としてこんなものがあって苦勞をしたというような、経験談みたいなものはあるか。

【弁護士発言】

- 申立代理人の立場からであるが、最初から個人再生をやるなら債権調査をやってすぐ出せるからいい。だいたい相談が来ると、債務整理の話から

入り、とりあえず債権調査をやって、収入との関係で債務整理は無理という話になり、破産か個人再生かという話になる。こちらも調査して、不動産とかがあると時間が延びることもあり、最終的な結論が出るまで結構延びてタイムラグは出てくる。ただ数年前というのはどうか。延びてもせいぜい1年位という気がする。

【裁判所発言】

- 最初に話を聞いてから事件の振分けをしながら方針を決めてという点では大分動きがあるので、その間にいろいろ事情が変わるということが原因であるということか。

【弁護士発言】

- 主たる原因ではないかということだ。
- 方針変更しないケースでも、依頼を受けたときに受任通知を出して債権届の提出を依頼し、基本はその資料をもとにやっていく。早い段階でもらうので、個人再生の申立てだと、住宅ローンの特別条項を使いながら、個人再生委員の引当てがあるので、代理人弁護士費用を申立て前に用意しておかないと支払の負担が大きい。その部分の用意を待ちながら、準備をしていく中で預金の中の動きを見ているとこの資料を出してくださいということになり早くとも何か月か経ってしまうというのはある。支払の問題もあり、紆余曲折があって、申し立てるまでに苦労があるというケースもあり、当初のものから若干距離が出てしまうというのが一般にある。特に個人再生の場合はあると思う。さすがに数年というのはないが、1年くらいというのは、そんなに珍しくはないかなという実感はある。
- 個人再生は、真面目な方、しっかりした方でないとやらないので、破産の方よりは資料を持ってくるイメージはある。ただ、やっぱり、なかなか持ってこない方もいるので、1年くらいかかったケースもあった。再生委員のとき、東京の代理人だったが全債権者が5年以上経っていて時効では

ないかというケースもあった。債権届出にほとんど元金と同額が遅延損害金として載っているような、ひどい状況で、代理人にこれは個人再生で果たしていいのか、と確認をするような案件だった。やはり一定程度時間がかかるという方はあると思う。債権者によっては利息・遅延損害金まできっちり付けた届出を出す方もいるし、取引履歴だけ出して元金しか載っていない方もいる。こちらで遅延損害金をきっちり計算して載せたことは正直あまりないし、再生委員の立場でもあまり見たことはない。出題の趣旨はそのとおりだと思うので、今後は気を付けたい。

- 最近、申立代理人が、申立日当日までの利息を自分で計算したというのがあった。あまり見たことはないが凄いなと。というのは、いつが申立日になるかがはっきりしないので、ちょっと資料が遅れただけで、利息計算表、債権者一覧表等、全て無駄になる。ほとんどの皆さんは、最初の調査の時にきた額を便宜上載せている。我慢できない債権者さんは出してくださいという位に割り切らざるを得ないという面はあると思う。申立代理人が調査した債権調査票は、添付しているケースが多く、むしろ付けていないケースはあまり見ない。

- 調査票は付けるのが当然だと理解していた。

【裁判所発言】

- 債権調査票が付いて申立てされるケースの方が多いが、付いていない場合に必ず出させているかというと、そこまで徹底した補正はさせていないと思う。

【弁護士発言】

- 債権調査票を付ける方は、利息制限法に引き直して計算した場合、自分で計算したものを付けるのか。私は付けたことはない。というのは、実際債権調査票のとおりの額が誤っており計算し直す場合もある。すると、債権調査票とこちらの債権額に違いが出てくる。それでも自分の出している

債権額が正しいというのであれば届出をしてもらえばいい訳で。その場合どうされているのか。

- 高金利の借入れの場合、過払いの可能性があれば当然計算し、過払いになれば回収するので、ほとんど全部計算している。その計算は基本的に全部申立書に添付する。ただ、普通の取引の調査票は全部法定利率で直したものだと思うので、基本的には、実際の債務額と変わらないと思う。
- 基本的に過払いの可能性があるので、利限法に引き直している。利限法で計算しているのがほとんどなのでそのまま出している。全然引き直してこないで、バサッと出してくるところは、がちがちと計算し直して出している。

【裁判所発言】

- 債権調査票について、明確に付けるようにという決まりはないが、付けている申立ても多い。調査しているのであれば、その調査に基づいた金額が債権者一覧表に載っているか申立書の審査で確認したいところではある。できれば添付していただくのが望ましいと考えており、運用としてそういうやり方もあるとご承知おきをいただきたい。

以 上

第3問

(問題)

大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成

(出題趣旨)

破産事件の新受事件が減少している中、中長期的な視点を踏まえると、若手弁護士の方々に管財事件の経験を積んでもらい、今後破産事件が増加したときや、複雑困難事件が係属したときに的確に対応できるようにしておく必要があると思われる。

新たに選任する場合や既済件数の少ない弁護士については、個人の比較的小規模な案件（換価業務の少ない異時廃止事案。免責調査がメインの事案。）から依頼し、配当事案や債権者多数の事案は依頼していないが、大型事件、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者の育成のためには、やや難しい案件も徐々に経験してもらう必要がある。

やや難しい案件を依頼するタイミング（何件程度の管財事件経験か）や、どのような内容の事件が管財人の育成に資するのか意見を伺いたい。

(裁判所提出)

【裁判所発言】

○ この問題は、昨年度、大型管財人候補者の育成方法という形で出題されている。その際、議論になった管財人代理方式のその後の状況について土浦支部から報告すると、土浦支部管内でも破産管財事件は減少傾向にある。当支部では、中長期的な管財人の給源確保を図る必要があるとの観点から、管財事件の経験が少ない若手に実働役として管財人に、経験豊富な管財人経験者にアドバイザー役として管財人代理になっていただくという方法で管財人の育成に取り組んでいる。

平成27年には、事務所を異にする組合せと、事務所を同じくする組合せを、各1件ずつ実施した。昨年平成28年は、事務所を異にする組合せで1

件実施した。

管財人代理制度を利用した管財人育成方策の運用は、当支部では、異時廃止が見込まれる比較的簡易な事件を対象としている。免責調査や資産調査が中心の事件で、ただし、対応時に困難が想定される個人債権者がいる事件は除外する扱いである。

事件終局後実施しているアンケートでは、おおむね肯定的な意見がほとんどである。「管財人代理制度を利用した育成については非常に良いと思う。」、「書籍等には記載のないノウハウが聞けるので若手には心強い制度である。」「アドバイザーの存在で大きなミスを回避できる。」「事務所全体を育てる観点からすると、事務員の育成もできることが望ましい。」といった意見をいただいた。

事件終局後は、アドバイザー役の弁護士のご意見を伺い、単独で管財事件を処理できると判断した場合には、以後管財人名簿に登載し、簡易な事件から段階的に、難度の高い事件を依頼していくなどの方法により、引き続き、育成を図っている。

- 出題の内容は配布した問題のところに書いてあるとおりで、管財人候補者の育成の関係で、新しい弁護士にもお願いするときは配慮しないといけないので、配当にならないような比較的小規模な案件、換価業務の少ない、異時廃止事案とか、免責調査がメインの事案を最初は頼んでいる。ただ、そればかりでは、流れは掴めても、複雑事件、困難事件等に対応できる経験になかなか繋がらない。少しずつ難しい仕事もお願いしたいと思うが、不動産多数、債権者多数、労働債権の未払いもあり福祉機構の立替払制度も使わないといけない、敷地には産廃がそのままというような、問題が多すぎる事案を、いきなり頼むわけにもいかない。少しずつ難しい事件に対応できる人を育てるために、どんな案件をお願いしたらいいのか、なかなか言葉で類型化するのは難しいと思うが、逆に、いきなりこんなのやらさ

れ苦労したとか、こういう案件は経験の浅い人には厳しいのではないのかとか、というご意見を伺いたく出題した。

【弁護士発言】

- 不動産の任意売却の段取りとかやり方について、申立代理人から分からないことは聞いていいからと言われ、ご指導いただいた。そのときは、金融機関との交渉から、どうやっていいかというところも含めて、感触のようなことも教えていただいたので非常に助かった。
- 困ったものという、否認の問題が出てきた場合である。あとは、廃棄物の問題でいうと生ものをどう処分するか。佃煮屋で倉庫の中に生の魚が冷凍で保管されていた事件で、時間がたつと電気代がかさみ、だんだん財団が目減りするので、どうやって処理するかで四苦八苦した。その事件では、幸い生の魚、処理していない魚については肥料会社が無料で引き取ってくれた。
- 管財事件をやっていて、大変だ、困ったということはよくある。管財事件が回ってくるまでちょっと時間がかかったなと思っていたので、とにかく結果を出す、うまく解決しよう、と思ってやっていた。少し難しいのをクリアしたら次はもっといいのがくるのだろうと思いながらやっていた。

【裁判所発言】

- 麻生支部管内は管財人の経験ある弁護士が少ないので、少しずつ、開拓をしていこうという部分もある。経験・件数が少ないという方については、個人の免責調査型のようなものを一、二件経験していただき、慣れてから、不動産1筆、2筆程度の、売却、換価があるようなものへステップアップしていただければと考えている。法人破産だと、件数の問題もあるし、色んな問題が噴出してくるものもあり、当支部管内の弁護士に依頼するのは、まだ難しく、本庁のベテランの弁護士にお願いしているのが実情である。
- 下妻支部では、何年目くらいで、どういうことをお願いしているといっ

た特に明確な基準がある訳でない。最初依頼するときも、換価業務が簡単であれば、配当事案かどうかは、あまり考慮してない。配当事案でも内容が簡単であればお願いしている。

○ 日立支部では、基準がある訳ではないが、弁護士の手持ち事件数、経験など踏まえてお願いしている。だんだん経験を積んでいただくというように配慮はしている。

○ 龍ヶ崎支部では、事件の内容・難易度を見て新しい弁護士にお願いできるか、ベテランの弁護士にお願いしたほうがいいのか、手持ち件数から今依頼して大丈夫かを考慮してお願いしている。龍ヶ崎支部管内の弁護士が増えてきたのは、ここ10年くらいで、従前から土浦支部管内の弁護士にたくさん頼んでいた。どうしても難易度が高くなると、土浦支部管内の弁護士にお願いする形にしている。

【弁護士発言】

○ まだ免責調査メインの事案しかやっていない。気持ち的には、複雑な事案でもお任せいただきたい。ただ、至急の対応が必要な事案とかがあると、ミスとか出るおそれがある。複雑でも、ちょっと時間をかけても大丈夫なものであれば十分調べて、裁判所や先輩弁護士に相談しながらいうことができる。ステップアップというところで、管財人としての件数は大事だと思うが、申立の件数も考慮しているものなのか。

【裁判所発言】

○ 件数ではないと思う。むしろ申立書の中身というか、そのあとの動きから、どういう方かというのは観ていると思う。

○ 管財人をお願いするにあたり、申立代理人としての活動は考慮してるといえることになると思う。件数が多いからいいという訳ではないと思う。申立代理人としての活動は、破産の流れ、どの程度ツボを心得ているかもあるし、資料の集め方等に関し、事務所の態勢が伺われる所もあり、参考に

はしていると思う。申立てを何度もしているのに、管財人が何をしているかを観てないのではと受け取られると、件数もマイナスに働かないとも限らない。申し立てたら終わりみたいにいるのかなとみられては残念なので、ベテランの弁護士には若手と話す機会に、申し立てた時に管財人が何をやっているか、よく観ておくといいよと言っただければと思う。

- 昨年の秋、裁判官と主任書記官とで、弁護士会の破産個人再生説明会で話をした。そのとき、破産管財人の選任の際の考慮要素として次のようなものがあると申し上げた。個人的な考えになるが、所属事務所の方針、弁護士としての経験年数、破産管財人経験の有無及び実績、専門的知識の有無、所属事務所の規模、スタッフの充実度、ベテランの事務員の方がいるかどうか、何人いるか、そういうことを総合的に考慮して決めており、申立代理人としての仕事ぶり、訴訟事件における活動状況、事件に対する姿勢、仕事ぶりも一応見てはいるが全ての裁判官がそうというわけではない。

【弁護士発言】

- 私も管財に関してはまだ経験が浅くて、今、個人が2件と、法人個人を1件ずつやっており、管財事件の基本的な流れを、実際の事件を通じて勉強させていただいている。1件目で配当、次は免責調査型、今回も異時廃止かなという事件をやっている。今後、複雑な事件、より換価業務があるような事案にステップアップしていきたい。
- 私がなった頃は、破産がいっぱいあり、1年目から管財事件をやった。裁判所も最初の頃だから、簡単なもの、異時廃止という感じだった。弁護士はやるという意欲があれば、難しい事件でも何とかやるのかなと思う。問題は、大きな問題を起こしたときに、裁判所が監督・選任責任を問われるというのが、一番大きなところだと思う。下妻支部の管財事件をやっていたとき、定期的に、1か月に1回くらい、裁判官と色々と協議して、報告を出していた。不安なら、そういう報告みたいな形でやっていけば、大

きなミスはないのかなと思う。

- 私も1件目、1年目だったが、会社で、役員の申立てもくっついていて、不動産の処分もあるという、結構、難しいのが来た。事務所の態勢もあっておそらく回していただいたと思う。抵当権者との交渉とかもあったが何とかやれた。どのタイミングで回すかという、期限付き、急ぐものは、さすがに厳しいと思う。ある程度、作業量が多くても、期限が許すもの、それが一つか二つであるようなものであれば、熱意のある弁護士であれば、最初からでもできるのかなという気はする。

- 私は4年目だが、1年目の後半くらいから免責調査型の管財事件を振られるようになった。去年は、法人破産で異時廃止と、さらに不動産の換価も必要な法人破産の案件も振られるようになった。段階的に振られるというのは、裁判所の配慮があるからかなと考えている。とにかく分からないことだらけ。管財人になると突然いろんな業者からファックス、電話が来る。これどうしたらいいのかという所から分からない。先輩の弁護士にどうしたらいいか、対応していいか、そもそもそういう業者をお願いしていいのか、という所から聞いたりして、何とか進めている。分からないことは書記官の方々に聞くようにしている。事務員も管財案件には必要なので、書記官の方とコミュニケーションを取らせ、質問して、進めている。不動産の任意売却で3回くらい現場に行って、買主に物件案内しているがなかなかまとまらない。そういったことが管財人のひとつの苦労なのかなと考えている。

【裁判所発言】

- 裁判所以外で、アドバイスを聞ける先輩の弁護士が個人的にはいるのが普通なのか。

【弁護士発言】

- 結構、教えてくださる弁護士はいる。

- 本当に悩んだときは、昔所属していた事務所の兄弁とかボス弁とか、破産に限らず聞いている。関連していることがあるから地元の同業者に相談できないということはよくある。私の場合は神奈川にいたので、記録を持って行って、一緒に検討してもらっている。逆にそういう検討をしないと不安である。書記官に、気軽に尋ねられる態勢にしておくのもすごく大事だと再認識した。書記官が窓口で、悩みを確認してくれるだけでも、すごく安心感が得られる。書面でと言われると、何をどこから説明しようとか、どんな資料を添付するとか、記録でどういう扱いになるのかとか色々悩みが出てしまう。もう少しカジュアルに5分、10分でもいいので、裁判官と面談させていただければと思う事もある。ポイントで確認したいこと、方向性を示してほしいというような、漠とした大きな悩みのときは、書面と言われると厳しい。

【裁判所発言】

- 裁判所の受け止め方としては、言葉で聞くだけでは、問題として把握しづらい部分があったりするので、書面があるか、書記官を通して聞いた方がいいかなという気はする。
- 書記官の観点として、日立支部は、管財人をしている弁護士が5人ほどいる。大体どの方も、裁判所に、ふらっと来て、カジュアルな感じで質問される。窓口で答えられることは、書記官レベルで回答をしている。そうする事で、事件の進捗が確認できたりするので、気軽に来ていただき、今こんな感じということをお願いいただけると、裁判官に報告し易いのでよいと思う。
- 土浦支部では書記官は4名いる。経験が浅くて分からなくても、話し合っって対応することは可能ですので、気軽に来ていただければと思う。

【弁護士発言】

- 平成7年から土浦支部にいますが、当時は管財事件も多く、土浦支部だけ

でなく下妻支部、龍ヶ崎支部の事件も、同時並行で、件数も持たざるを得なかった。実践でやれたからトレーニングとして非常に良かったと思っている。今、弁護士が増えたので、同じことは難しい。先ほどの話のように、誰かに相談できる態勢、困ったときにアドバイスを受けられるような態勢を作ることが大事である。管財業務に限らず、いろいろ問題がある弁護士を見ると、誰にも相談していない、自分だけの判断でやっていると思われる方が多い。一般論として誰かに聞けるという状況にはないと思う。弁護士会全体では、研修的なものもあるだろうが、日常的に、同じ地区だと業務で色々ぶつかることがあるので難しい。土浦支部の弁護士が、水戸支部の弁護士に気軽に相談できる環境を整備する必要があるのではと思う。

- 個人的な意見だが、弁護士会は、弁護士制度の信頼を保つために、ある程度個々の事件の質の担保に関わっていかざるを得ないのは分かる。それをやっても今の裁判所の苦勞が弁護士会にシフトするだけで、あまり、発展性が無いのかなと思う。むしろ得意な人がどんどんやればいいと思っている。個々の弁護士側から、例えば破産係に行って、最近こういう態勢を整えたのでどんどん回してほしいと言ってもいいのではと思う。弁護士会は管財業務に関して得意な人を、裁判所に繋ぐという意味で、補完的な役割を果たすのは、好ましいかなと思う。茨城県弁護士会でも、本当に積極的に管財業務をやっている若手、中堅がいるし、この弁護士はすごくやっているとか、事務所の方も安定感があると聞かえているはずである。

【裁判所発言】

- 問題の性質上答えがでるような話ではないので、今後も繰り返し出題されることにはなと思うが、メンバーを変えながら経験談などをお話しいただきたい。他の裁判所との連携、あるいは弁護士相互の関係性が重要だという話をお聞きしたので生かしていきたい。

【弁護士発言】

- 弁護士会としても若手と話すと、管財事件はみな興味・意欲あるということ
ことで共通している。それは振っていただければと思う。日立は、2年目
くらいから管財事件が来た記憶がある。異時廃止からという話があった
が、1件目から場合によっては配当でもいいと思う。私自身も、1件目が
配当案件だった。ただ、当時過払いがそれなりにある時代で、申立代理人
が集めた過払いの若干の余りを配るだけという、ある意味、配当だけの事
案だったので、それほど困難ではないと思った。日立の同期の弁護士も1
件目は配当から来たような記憶があるので、ケースバイケースなのかなと
思う。

【裁判所発言】

- 出題の方は簡単な事案から次に大型事件や複雑困難事件へのつなぎと
して、やや難しい案件を依頼するタイミングということであったが、やや
難しい事案がすごく少ないのが最近の実情である。そのような事案がなか
なか来ないと思われる方もいるかもしれないが、極端な事件構成が多く、
適切な事案自体少ないという実情がある事をお知らせする。

以 上

第4問

(問題)

破産事件における個人情報の適切な管理について、破産管財人としてどのようなことに注意すべきか。

(出題趣旨)

破産事件においても、債務者の住所等の秘匿が必要となる場合や破産管財人がマイナンバーを取り扱う機会が増えてきており、個人情報の適切な管理が重要な課題となっている。

破産事件において、これらの個人情報を適切に管理するためにどのようなことに留意すべきか、手続関係資料についてどのように保存、廃棄すべきかについて、実情をお聞かせいただきながら議論したい。

また、実際に対応した際の工夫例等があればお伺いしたい。

(裁判所提出)

【裁判所発言】

- 昨年度本庁で4件くらい債務者住所の秘匿申出があった。管財人が管財業務としてマイナンバーを扱う機会も増えていると思われる。そうした個人情報について依頼者や一般の方が自分の個人情報の扱われ方について非常に関心を持っている時代になっている。個人情報を適切に管理するため気を付けるべきこと、どういったことに配慮をしているのか、裁判所にどういう配慮を望むのか、あるいは、手続関係資料について、どのように保存しているか、いつまで保存して廃棄しているか実情をお伺いしたい。

【弁護士発言】

- 数年前住所秘匿が必要と思われる案件があった。私の判断で住民票を移転させなかった。何年にも渡り債権者から生活を追い詰められ自殺等もしかねない状況まで追い込まれている案件だった。事実上追い出された家にまだ住んでいる建て前で申し立てて、そのまま終結した。債権者に安易に

明かせない場合もあるし、黒塗り等の対応では閲覧したときに却って、この黒塗りの下に何が書いてあるだろうと債権者が思うかもとか、いろいろな可能性を考え、そういう方法をとった。マイナンバーについては破産に限らず出てくる場合が増えてきている。配布されている指導文書のように黒塗り等でやるとかマイナンバーの記載のないものを申請して添付するといったことを最近始めている。

- 資料の関係の保存廃棄についていうと、事務所にいろんな資料が残っている。本来であれば、明渡しの時、費用をかけて溶解なりしていくのが望ましいが、そこまで費用をかけてできるかというと普通は難しい。仕方がないと思っているが、本当は気をつけなければいけないし、例えば建設会社とかでお客様の図面等が事務所に残っているものをどうしたらいいのか悩んでいる。もっとシビアになってくると管理責任という話も出てくるし、廃棄物のように処分するとなると申立段階では、その分の費用とかも予納金で考慮していかなければいけない時代が来るのかなと感じている。
- 事件記録をどう管理していくのかは結構大きい問題である。終わった事件は10年位保存していたが、場所がなくなってきた。結構問い合わせがあるので、5年くらいは保存して、5年を過ぎたら溶解処理をしている。シュレッダーよりも溶解処理の方が手間がかからないし、費用もさほどではない。個人情報に関わるような問い合わせはほとんどない。問い合わせがあっても、住所等個人情報は教えないし、裁判所で閲覧してください等で対応している。買受照会とか事実の調査とかのときに破産手続開始決定の写しくらいは入れないとまずいのかなと思うが、そのレベルだと、親族等関係者への照会なので個人情報保護の観点からは問題はないのではと思っている。
- 預かった社判とか決算報告書とかは、終わった段階で引き取ってもらっている。要らないという場合には、こちらで預かっている。10年くらい

で溶解なりしてもいいのかなと思っていたが、いろいろ問い合わせがあり、まだ不安なので段ボールに入れて、事務所ビルの貸倉庫みたいなところに保管している。将来的には、10年過ぎたら溶解処理するのが一番いいのかなと思う。個人情報に関しては、自宅には当然持って帰らないし、事務所から出さないように管理している。

- 破産者の個人情報にはそんなに神経を使う必要がないと思っているが、困るのが破産者が比較的一般の顧客を多く擁する事業の場合である。結婚式の披露宴の運営会社で、何店舗か事業所があり、そこを借りているので原状回復義務が当然ある。段ボールにいろんなものが散乱していて、パソコンも名簿を管理するソフトが入った状態のまま置いてあったりした。紙の顧客名簿みたいなものも結構散乱していた。そこに結婚式をした顧客の住所と名前が載っている。最初は、ゴミだから原状回復の時に大家さんと和解して現状のまま引き渡しでいいかなと思っていた。そういった破産者の保管している得意先とか顧客名簿とかというのは、意外とあるので気を付けないといけない。その事件では、原状回復しないで現況のまま引き渡すことで大家さんと和解したが、その前に名簿状のものを全部引き上げて破棄した。パソコンも処理業者に依頼したのと、代表者か従業員かに無償譲渡して守秘義務というか個人情報の特約を付けて終わりにした。

- パソコンをどうするか、顧客リストの書類をどうするかというのが結構ある。法人で代表者が自殺して不在であり、パソコンに何が入っているかもよく分からない案件で、事務所を明け渡すとき、名簿みたいなものは私の方が引き取った。それ以外のカatalog等は業者に全部廃棄してもらった。パソコンは、価格とかも相談して、古くて売れないので、データの抹消ソフトを自費で買い、それで抹消した上、水に浸けて叩き割って廃棄した。データを確実に抹消できますというソフトだが、本当に抹消できたかどうかという不安はあるが、10年くらい経つので大丈夫かなと思っている。

【裁判所発言】

- 事務所の移転等で配慮していることがあるか。特にそこまで直面した話はないか。
- マイナンバーは、それほど触れていないか、あっても要らないから黒塗り等で済んでいるとお聞きしてよいか。秘匿申出も、今は申出があれば認容される形になると思うので、そういう処理をしていただきたい。保存廃棄についてはお任せするしかないし、裁判所がどうこう言える立場ではないので、間違っても流出したりするような事故がないようお願いしたい。
- 個人意識の高まりという情勢もあり、裁判所としては非常に情報の流出を問題視している。破産管財人から情報流出すると裁判所からという面も出てくるので非常に心配している状況にある。今日、管財業務の中で名簿・パソコン等にも気を付ける必要があることをご指摘いただいた。これは、裁判所も全国的に共有すべき注意点だと思う。秘匿の問題で言えば、秘匿すると債権者側に不利益なところがないか、どこまで秘匿すべきかというのも考えなければいけないというのが、この問題の背景だろうと思う。

以 上